

収入保険

三重県の農業者のみなさんへ

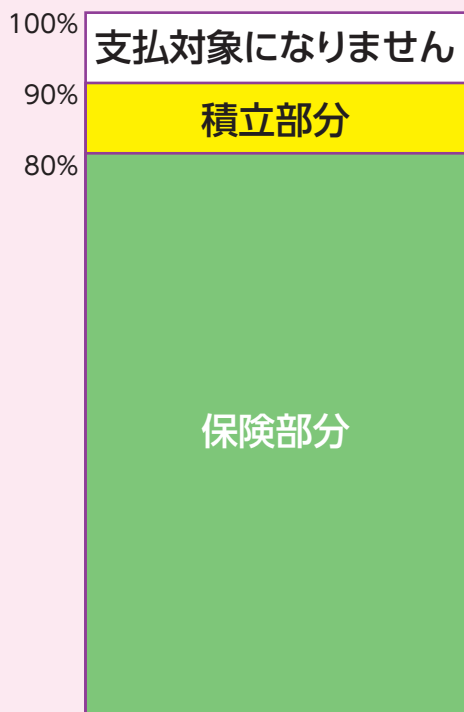


より広く、より深く、
農家のもとへ

「安心の未来」
拡充運動

収入保険の仕組み

直近5年分の販売金額の平均が基準



保険期間の収入が90%を下回った場合、保険金、積立金の支払対象となります。

国
3/4

農業者
1/4

積立部分は4分の1だけ
積み立てればOK!
残りの4分の3は国が代わり
に積み立ててくれます!



積立部分は被害がなければ翌年に繰り越します。

また、解約された場合もお返しいたします。
言ってみれば預金のようなものです。

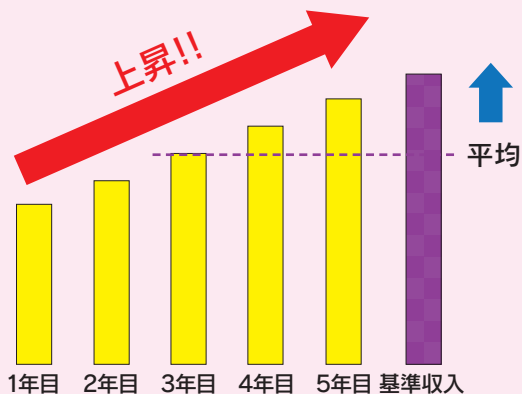
保険部分も保険料
の半分を国が代わり
に払ってくれます。



収入や経営面積が拡大し
ていて5年平均の収入を補
償してもらっても意味が無
いんだよね...



収入や経営面積が拡大している場
合は、基準収入を5年間の平均では
なく補正することができます!



保険料は?

基準収入	保険料等 (掛け捨て部分)	積立金	合 計
100万円	15,100円	22,500円	37,600円
500万円	57,700円	112,500円	170,200円
1,000万円	110,900円	225,000円	335,900円
2,000万円	217,300円	450,000円	667,300円
5,000万円	536,400円	1,125,000円	1,661,400円

この表は国の負担分を差し引いた後の金額です

保険料等には付加保険料が含まれて
います。

付加保険料が15万円を超える場合は、
超えた額の30%を割引きます。

また30万円を超える場合は、超えた額
の70%を割引きます。

自動継続特約に申し込むと、付加保険
料が1,000円引きになります。

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.624%
9	1.773%
8	1.713%
7	1.653%
6	1.592%
5	1.532%
4	1.472%
3	1.411%
2	1.351%
1	1.291%
0	1.230%
-1	1.170%
-2	1.110%
-3	1.049%
-4	0.989%
-5	0.929%
-6	0.868%
-7	0.808%
-8	0.748%
-9	0.687%
-10	0.615%

自動車保険などと同じで、被害がなければ、翌年の保険料率が下がります。

逆に被害を受けて保険部分を受け取った場合は、翌年の保険料率が最大3段階上がります。

被害を受けて積立部分を受け取った場合は、
ご自身のお金が戻ってきただけですので、
保険料率は上がりません。



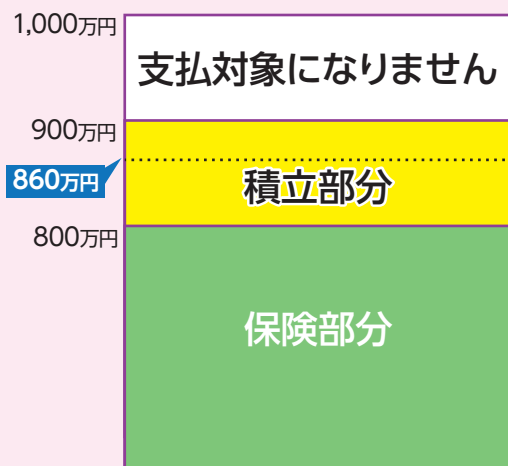
加入1年目は、危険段階区分「ゼロ」の
1.230%が保険料率となります。

お支払額は？



基準収入を1,000万円として
保険期間の収入が860万円に下がったとき

900万円と860万円の差額の40万円に支払率の90%
をかけた36万円をお支払いします。



3/4	1/4	
国 270,000円 (雑収入)	農業者 90,000円 (預け金)	積立部分

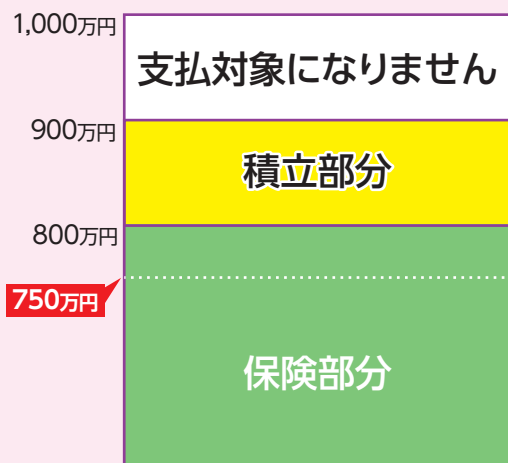
国が代わりに積み立ててくれた部分があるので、ご自身の積立金を取り崩すのは、お受け取り額の4分の1
だけで済みます！

この場合は、保険部分を受け取っていないので、
来年の保険料率は下がります。



基準収入を1,000万円として
保険期間の収入が750万円に下がったとき

900万円と750万円の差額の150万円に支払率の90%
をかけた135万円をお支払いします。



3/4	1/4	
国 675,000円 (雑収入)	農業者 225,000円 (預け金)	積立部分
450,000円 (雑収入)		保険部分

この場合は、保険部分を受け取っているため、
来年の保険料率は上がります。

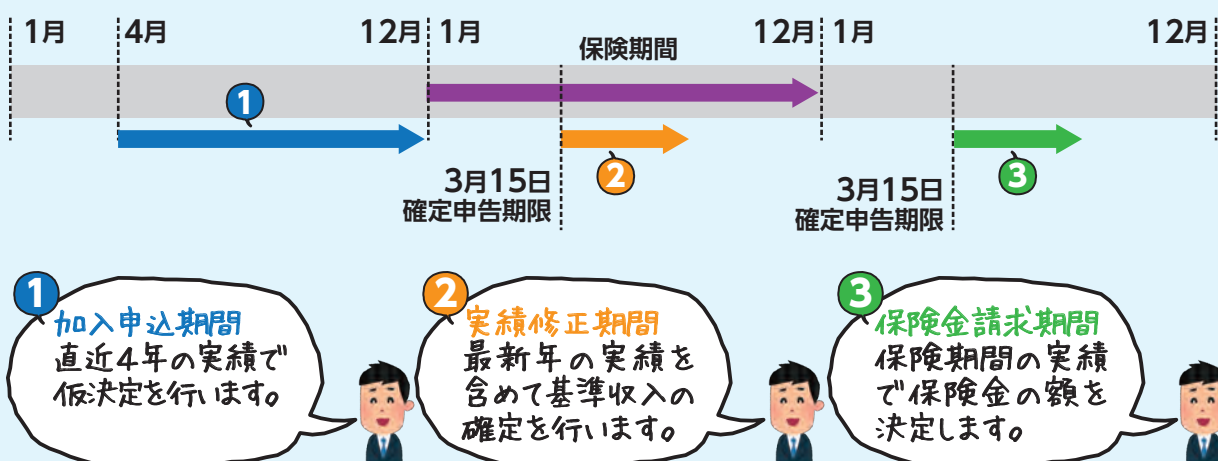
お支払いの分割

保険料等は、一括払い、2回分割、3回分割、5回分割、9回分割の中からお支払い方法を選べます。
また、分割払いの場合は、余裕のある月にまとめてお支払いいただくなど、様々なお支払い方法があります。
最終的なお支払いの期限は、個人の方は8月末までとなります。

税務上の取り扱い

保険料と付加保険料(事務費)は、必要経費として税金の控除に利用できます。
被害を受けて保険部分を受け取った場合は、保険期間の雑収入として処理します。
積立金は預け金として処理しますので、必要経費にはなりません。ただ、被害を受けて積立部分を受け取った場合には、雑収入として処理する必要はありません。(国から支払われた分は雑収入となります。)

お手続きの流れ



この表は税務申告期間が1月1日から12月31日までの方を例にしています。
例えば、税務申告期間が4月1日から3月31日までのような法人の方は、この表をすべて3か月ずつ後ろにずらしてご覧下さい。

つなぎ融資

保険期間の途中でも、無利子のつなぎ融資を受けられます。
保険料の支払いが終わってなくても、つなぎ融資と保険料を相殺して受け取ることができます！

例えばこんな場合にも…



相場が崩れて平年の半分ほどの金額でしか農産物が売れず、当面の営農資金もたえないかも…

つなぎ融資なら！



保険金としてお支払いする予定額の8割を上限に無利子でつなぎ融資をお支払いします！



※つなぎ「融資」となっていますが、保険金の先払いのようなものです。

POINT!

保険料の安いタイプもあります

保険部分の補償の対象は通常80%から0%までをカバーしますが、補償の対象を80%から50%までに狭めることで、保険料をお安くすることもできます。

ご用意いただくのは

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

● 所得税青色申告決算書(農業所得用)

● 所得税青色申告決算書(収入金額の内訳)

■ 個人の方は

直近4年分について上記3つの書類を
ご用意下さい。

赤枠で囲んだ部分を計算に
利用します。

■ 法人の方は

直近4事業年度分の

- ①法人税確定申告書__別表1
 - ②法人税確定申告書__別表4
 - ③損益計算書
- の3点をご用意下さい。

一般用の青色申告決算書で確定申告を行っている場合はそちらでも構いません。



対象となる方は

青色申告の実績が1年以上ある方が対象となります。

経営移譲を受けた場合や、途中から法人化された場合は、経営移譲前の実績や、個人の実績を通算することができます。

対象となる作物は

ご自身で作られている農産物であれば、どんな品目でも対象になります。また、その農産物を利用した簡易な加工品も対象になります

(特定の品目だけを補償の対象とすることはできません。)

作業受託収入や、他の農業者から仕入れた農産物、肉用牛などの畜産物は対象になりません。

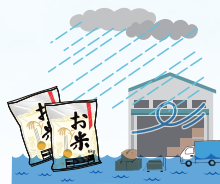
対象となる損害は



自然災害や鳥獣害
などによる収量減少



災害で作付や収穫が不能



倉庫が浸水して
売り物にならない



盗難や運搬中の事故



市場価格の低下



けがや病気で
作付や収穫ができない



取引先が倒産



輸出したが為替変動で
大損した

自動継続特約ができました

- 自動継続特約に申し込むと、毎年行っていた継続手続きが不要になり、更新忘れもなくなります。
- 決算書などの必要書類は、確定申告後にまとめて提出すればよくなります。
- いったんは前年と同じ補償内容で契約を継続し、必要書類を提出した時に、補償内容を改めて決めることができます。
- 手続きも便利になって、さらに付加保険料(事務費)が、1,000円割引になります。ぜひ、ご利用ください!

収入保険なら!

- 地域の平均や統計ではなく、「ご自身の実績」のみで補償が決まります!
- 農業者の収入を直接補償できます!
- 何があっても81%は補償されるので安心して経営ができます!

収入の金額にかかわらずご加入いただけますので、この機会にぜひ試算だけでもしてみませんか?

詳しくはお近くのNOSAIまでお気軽にお問い合わせください!!

三重県農業共済組合